

参 考 資 料

- 参考資料1 北海道防災会議条例
- 参考資料2 北海道防災会議水防部会設置要綱
- 参考資料3 北海道防災会議水防部会運営規程
- 参考資料4 水防体制の適正化について(昭和 55.3.8 建設省河治発第 13 号)

参考資料 1

北海道防災会議条例 (昭和 37 年 11 月 1 日北海道条例第 53 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 15 条第 8 項の規定に基づき、北海道防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 知事の部内の職員のうちから指定される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 2 人、4 人及び 35 人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は議員のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 3 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部長会を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(幹事)

第 4 条 防災会議に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するものとする。

(会長への委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 39 年 7 月 15 日条例第 55 号）（北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 53 年 7 月 31 日条例第 33 号）（北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 5 年 7 月 9 日条例第 22 号）（北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 21 年 3 月 31 日条例第 17 号）（北海道防災会議条例の一部を改正する条例の附則）

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料 2

北海道防災会議水防部会設置要綱

(部会設置の目的)

第1条 北海道の水防計画を調査審議するために、北海道防災会議に水防部会を設置するものとする。

(部会の構成)

第2条 部会は、北海道防災会議構成員のうち、水防に関係のある次の機関の委員をもって構成する。

北海道開発局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、北海道市長会、北海道町村会、北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、北海道旅客鉄道株式会社、北海道電力株式会社

(部会の任務)

第3条 部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 北海道水防計画に関する事項
- (2) その他会長から附議された事項

(部会の運営)

第4条 部会に部会長を置き、部会の運営に当たる。

2 部会長は、必要あるとき部会を招集する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

参考資料 3

北海道防災会議水防部会運営規程

(要 旨)

第1条 北海道防災会議水防部会の運営については、北海道防災会議条例（昭和37年11月1日北海道条例第53号）第3条の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

(部会の招集)

第2条 部会は部会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、部会長に対して部会の招集を求めることができる。

(議 長)

第3条 部会長は会議の議長となる。

(議 事)

第4条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決する事ができない。

(幹 事)

第5条 部会は幹事若干人を置く。

2 幹事は、北海道防災会議幹事のうちから、会長が指名する。

3 幹事は、部会の所掌事務について、委員を補佐するものとする。

(幹事会の招集)

第6条 部会長は、必要の都度、幹事会を招集する。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、北海道総務部危機対策局危機対策課において行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月10日から施行する。

参考資料 4

水防体制の適正化について

〔 昭 和 5 5 ・ 3 ・ 7 建 設 省 河 治 発 第 1 3 号
関 係 都 道 府 県 土 木 部 長 へ 治 水 課 長 通 達
最 終 改 正 平 成 7 年 9 月 2 0 日 河 治 発 第 8 2 号 〕

指定水防管理団体(水防法第4条)については、水防上重要な機能を有する団体であることから水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議等させるため水防法第26条に基づき水防協議会の設置が義務づけられているところである。

しかし、その設置及び開催状況はPF常に低い実態にあるため洪水時等において水防責任を十分果たせなくなるおそれがあるので、貴管下の指定水防管理団体についてその設置等の実態を本年出水期前までに調査するとともに、適工な改善を図られるよう下記事項を参考のうえ指導されたい。

なお、改善状況について、昭和55年8月16日までに別紙様式により本職へ報告願いたい。

記

- 1 既指定又は未指定の水防管理団体について見直しを行う。(指定水防管理団体の指定基準(別添1)参照)
- 2 指定水防管理団体は水防計画の作成(標準水防計画("1添2)参照)及び毎年水防副1練を行う。
- 3 水防協議会の委員は水防法の施行について(昭和24年河第13号各都道府県知事へ事務次官通牒)第5及び第8の(2)によることとするが、会の運営を容易にさせるために支障のないF₀田で最小限の選任を行う。なお、水防協議会と市町村防災会議との機能は法制度上相違しており、市町村防災会議が水防協議会を代書するものでないことを申し添える。